

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員会 議 録 第十七号

令和二年五月二十七日(水曜日) 午後二時開議

出席委員

委員長 田中 良生君
理事 あかま二郎君 理事 井林 辰彦君
理事 うへの賢二郎君 理事 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君
理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君
理事 石崎 徹君 理事 今枝宗一郎君
理事 勝俣 孝明君 理事 門山 宏哲君
理事 小泉 龍司君 理事 高村 正大君
理事 國場幸之助君 理事 鈴木 準人君
理事 田野瀬太道君 理事 武井 俊輔君
理事 辻 清人君 理事 船橋 利実君
理事 古川 禎久君 理事 本田 太郎君
理事 宮澤 博行君 理事 宗清 皇一君
理事 山田 賢司君 理事 山田 美樹君
理事 浅野 哲君 理事 海江田万里君
理事 櫻井 周君 理事 階 猛君
理事 野田 佳彦君 理事 日吉 雄太君
理事 森田 俊和君 理事 石井 啓一君
理事 清水 忠史君 理事 青山 雅幸君
理事 美延 映夫君

政府参考人 渡邊 政嘉君
(中小企業庁経営支援部長)
政府参考人 寺田 吉道君
(国土交通省鉄道局長)
財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

五月二十七日
補欠選任
牧島かれん君 船橋 利実君
岸本 周平君 浅野 哲君

同日

補欠選任
船橋 利実君 牧島かれん君
浅野 哲君 岸本 周平君

五月二十五日

感染拡大を防止するための大型緊急経済対策を
求めることに関する陳情書外一件(東京都文京
区千駄木三の四二の一〇 吉田圭子外一名)(第
一三一号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を
図るための金融商品の販売等に関する法律等の
一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、金融サービスの利用者の利便の向上
及び保護を図るための金融商品の販売等に関する
法律等の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融
庁総合政策局長森田宗男君、企画市場局長中島淳
一君、監督局長栗田照久君、経済産業省大臣官房
審議官島田勘資君、中小企業庁経営支援部長渡邊
政嘉君、国土交通省鉄道局長寺田吉道君の出席
を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○田中委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許しま
す。山田美樹君。

○山田(美)委員 自由民主党の山田美樹です。
質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回の質疑の準備に当たりましては、関連業界
の方々へのインタビューに始まって、金融庁から
のレク、質問通告など、電話とウエブ会議を使っ
て全てリモートで行いました。コロナ対応が必要
に迫られての試みでしたが、もしこれが当たり前
になれば大幅な業務効率化になることを実感いた
しました。

特に霞が関では、夜中まで国会待機で待たさ
れ、議員会館にレクと呼ばれて、本庁と往
復する移動時間だけでも三十分はかかるといった
事態が改善されるように、国会議員が進んで努力
をしていかなければならないと思っております。
今回、電話やウエブ会議でもわかりやすく明快
なレクをしてくださった関係者の方々に、この場
をおかりしてお礼を申し上げます。
それでは、質問に移らせていただきます。
今般の法改正については、これまで数年間にわ
たって金融審などで議論を重ね、規制緩和のあり

方について方向性を示していただいたものと認識
しております。特に資金決済業については、期せ
ずしてコロナ対策の観点からキャッシュレス支払
いを推奨する声が高まる中で、まさに時宜を得た
法改正だと思っております。

他方、金融サービス仲介業や資金決済業の三年
後、五年後の将来を考えますと、今回の法改正は
あくまで過渡的なものではないかと感じる部分も
あります。

例えば、金融サービス仲介業では、ありとあら
ゆる生活ニーズを解決するスーパーアプリが登場
したら個人情報保護はどこまで守られるのか、将来、
独自通貨を持つプラットフォームが参入すると
ビジネスモデルが一変してしまうのではないかと、
それから、他分野から銀行業務への参入がふえる
中で、銀行業の業務範囲規制とのバランスについ
ても再検討が必要ではないかという論点ございま
す。

同様に、資金決済業についても、デジタルマ
ネーでの貸金支払い解禁を見据えて、利用者保護
は万全なのか、決済データが蓄積されることで、
中国のような個人信用スコアリングのシステムが
できてしまうのではないだろうか、無料の少額送
金サービスが普及してしまうと、既存の金融機関
は採算維持のために口座維持手数料を導入せざる
を得なくなるのではないかと、などなどの懸念がご
ざいます。

海外に目を向けますと、ポストコロナ時代のグ
ローバル競争は加速度的に進んでいる感がありま
す。世界に先駆けて経済活動を再開した中国で
は、今月から蘇州、深圳など一部の都市でデジタ
ル人民元の実証実験がスタートしました。スター
バックスやマクドナルドも参加することになりま
す。今後、恐らく、デジタル人民元に対抗して加
リブラや中央銀行によるデジタル通貨も準備が加

財務大臣 麻生 太郎君
財務大臣 井上 貴博君
政府参考人 森田 宗男君
(金融庁総合政策局長)
政府参考人 中島 淳一君
(金融庁企画市場局長)
政府参考人 栗田 照久君
(金融庁監督局長)
政府参考人 島田 勘資君
(経済産業省大臣官房審議
官)

えております。

○櫻井委員 それから、続きまして、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策についてもお尋ねをいたします。条文でいいますと、多分四十条の二などが関係してくるかと思えます。

もちろん、このマネーロンダリング対策やテロ資金供与対策、これは国際的な要請でありますし、我が国内でも重要な課題でございます。十分な対策を講じなければなりません。が、対策をしっかりとやり過ぎてしまうとコスト高になってしまふ。一方で、海外送金のコスト、我が国のコストは高いんじゃないのかというふうにも言われておりますので、これとの関係をどうしていくかというの重要な課題かと思えます。

そこで、金融庁にお尋ねをいたしますが、顧客の利便性に配慮しながらも、この不正防止にどのように取り組むのか、御説明をお願いします。

○森田政府参考人 先生御指摘のとおり、第一種資金移動業者のマネーロンダリング及びテロ資金供与対策につきましては、利用者の利便性を考慮しつつも、不正の防止には適切に対応することが重要であるというふうにご意見を伺っています。

こうした観点から、第一種資金移動業者に対しては、これまで認められていた送金額より高額の送金が可能となることに伴うリスクを踏まえ、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策につきましても、現行規制における資金移動業者と比較して、より充実した体制整備を求めることが必要であるというふうにご意見を伺っています。

したがって、金融庁といたしましては、例えば、第一種資金移動業者が顧客のリスク評価に基づき送金額管理を適切に実行しているかといったリスクに応じた管理体制の整備状況について十分に検証するなど、実効的な検査監督を行っていただきたいというふうにご意見を伺っています。

○櫻井委員 続きまして、ワーキング報告書の十八ページから十九ページには、後払い型の支払いの問題についても書かれております。すなわち、少額でのポストペイサービスについて、「少額で

あつても過剰と信防止の必要性に変わりはないとの指摘があつた」という記載がございます。これは全くそのとおりでございます。貸金業法などでの対応の必要性について、実態把握に努めるとともに、過剰と信防止制度は後退させるべきではないというふうにも考えますが、これについても金融庁の見解をお願いいたします。

○中島政府参考人 金融審議会におきましては、少額の後払いサービスを念頭に、貸金業法上の規制の合理化の必要性について検討を行いました。が、少額であつても過剰と信防止の必要性に変わりはないという指摘があつたことも踏まえまして、現行の貸金業法上の規制を維持することとしたところでございます。

○櫻井委員 大臣、お待たせいたしました。最後に、大臣にも一つ質問をさせていただきたいと思っております。

近年、金融サービスが高度化、多様化しております。今日も、このための金融サービスに関する法案を審議させていただいているところでございます。

一方で、まさにコロナ対策ということで、特別定額給付金の申請手続、各市役所等でも行われておりますが、この中で、マイナンバーカードを利用しているのが、市役所の現場でも大変混乱をしているところがございます。一方で、民間の方では、オンラインでのいろいろな手続、特に民間の金融機関においてはeKYCというようなシステムも普及しつつありまして、これは本人の認証の方法として送金や決済でも活用されているところでございます。

そこで、大臣にお尋ねをしたいのは、eKYCを利用すれば、安価で、簡易に、確実に本人認証が可能だということに考えておりますけれども、大臣の御見解を求めたいのと、あわせて、やはりこうした行政サービスにおいても、民間のeKYCのような技術をどんどん活用していくというようなことを、各省庁、とりわけ今回問題になりま

した総務大臣、それからマイナンバー担当大臣、どちらも高市大臣でございますが、こうした方々に御提案されてはどうかというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 何でしたっけ、ノウ・ユア・カスターマーでしたっけ、これ。エレクトロニック・ノウ・ユア・カスターマー、略してeKYC。

これは、犯罪収益移転防止法、あれのときにこれが改正になったんだと記憶しますので、平成三十年でしたか、あのときにこれは改正になって、十一月か、あれが改正になってこれができるようになって、まあ、こういうのもというので出てきたんだと思ひますけれども。

いろいろ顔認証やら何やら全部やれるというようなシステムになっていきますので、これも、いわゆる電子的にこういふことができるようになって、やはり技術進歩のおかげでこういふものも可能になっていくんだと思ひますので、私どもとしては、こういったようなものが複数の金融機関において、既に導入しているところがあるでしょう、三井住友とかりそなとか、三菱はやっていませんけれども、りそなとかはやってると記憶しますね。

そういった意味で、システムの導入に関しまして、これは金がかかりますので、そういった費用とか、それから、提供するサービスの質がいろいろありますので、導入されるに当たって、これには使えるけれどもちよつとこれはどうかかなというは、多分銀行もいろいろ考えているんだと思ひますけれども、利用者の利便に資するということ本人確認の一つ、判こやら何やら、本人確認にかわるシステムとしてこういうのが出てくるし、今回のコロナの騒ぎで更にいろいろこういったものが普及しやすい環境にもなっているんだと思ひますので。

私どもとしては、金融機関からこの種の相談があつたときに關しては、もう積極的にやった方がいい、いろいろな事情がわかりますので、そういったものに対しては丁寧に対応しているというの

現状です。

○櫻井委員 大臣に最後に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

私としては、金融機関でこうした新しい技術、特にICTの関連の技術がどんどん活用されている、すばらしいことだと思ひますが、他方で、こうした民間の技術を更に行政においても十分取り込んでいく、そういったこともあわせて重要なのではないのかということも重ねて申し上げまして、私の質問時間がちょうど終わるところでございますので、終わらせていただきます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。
○清水委員 日本共産党の清水忠史です。金融商品販売法の改定案について質問いたします。

銀行や証券など、複数の金融機関の金融サービスをワンストップで提供することができるようになるかも、複数の金融機関の金融サービスを通じて便利になるかも、金融の知識のない人が必要な金融商品を買わされなけなしの資産を失うかもしれない、こういう金融被害が広がることも懸念されております。

そこで、最初に麻生大臣に伺います。金融審議会の報告書には、「スマートフォンアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行う」と書かれています。

本改正案により、このような金融サービスができるようになるのでしょうか。今回の金融商品販売法の改正の目的、意義とあわせて、端的に御説明をお願いします。
○麻生国務大臣 簡単にはそう簡単にはいきません。というだけで終わるわけにはいかぬでしょうから、簡単にはそういうことが書いてあるので、役人用語ですら

ずらずらず書いてありますけれども、簡単にそういうサービスができるということが書いてあるの。

さつきも申し上げましたけれども、金融、証券、保険等々、縦割りになった部分で、別々にやっていた部分を一発でできますというのは、これは極めて便利な話ですから、そういったものができる業者というのは。じゃ保険でやってくれるかと言ったら、証券は、いや保険じゃ嫌だと言うんですから、なかなか難しいんですよ、この業界というのは。

だから、そういった意味で、それを全部できるというのがちゃんと出てくるというのは、私どもとしてはいいことなんだと思いますけれども、これ、悪用されるとちよつとかないまいせんで、三つ全部見られますから。これ、技術の進歩で全部見られるようになるんですから。

そういったようなことになりましたので、ワンストップのサービスができるとなると、それに立って、先ほど、ノウ・ユア・カスタマー、eKYCの話が出ていましたけれども、ああいったようなものは、より確実なものができるとか、ああいった技術の進歩とこれとがうまく、セキュリティとコンピニエンス、便利というのと両方、そのところのバランスがなかなか難しいんだとは思いますが、流れとしてはそういう方向で、より便利なサービスが提供できるようにしていくということだと思っております。

○清水委員 便利になる側面、セキュリティの問題が重要だということにも認識されているということでありませう。

仲介業務で知り得た個人の預金や金融資産などの情報を利用して、株式や保険などの金融商品の仲介をするためには、当然、顧客本人の同意が必要になると思えます。

が終了するまでは同意をとる必要ない場合もあるのか、この辺について御説明いただけますでしょうか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

個人情報保護法や金融分野における個人情報保護に関するガイドラインにおきましては、金融機関に対し、個人情報の取得や利用の際、利用目的をできる限り特定し、公表又は原則書面による通知を行うことを求めております。また、特定された利用目的を超える情報の取扱いを行う際には本人の同意を得ることが求められており、同意の取得に当たっては、原則として、電磁的記録を含む書面の形式により本人の意思が明確に反映できる形で確認を行うことが望ましいとされております。

必ずしも利用の都度顧客に改めて同意を得る必要まではございませんが、こうした規定に従いまして、金融サービス仲介業者や金融機関が顧客から適切な形で同意を得た上で個人情報の取扱いを行うことを求めていきたいと考えております。

○清水委員 必ずしもその都度同意をとる必要はないという答弁がございました。

そのようにして仮に同意がとれた場合、金融サービス仲介業者は、各金融機関が保管する顧客の個人情報等を名寄せして、例えば顧客のデータでプロフィールリングすることができると思っておりますが、いかがでしょうか。

○中島政府参考人 先ほども申し上げたとおり、個人情報等の取扱いについて、個人情報保護法や金融分野ガイドラインにおいて、金融機関は、個人情報の利用目的を特定すること、個人情報の提供に際して本人の同意を得ること、目的外利用をしないことなどが求められております。

また、金融サービス仲介業者には、既存の仲介業者に対する規制を参考に、業務を通じて取得した顧客の非公開の情報について、顧客の同意を得ることなく利用や授受を行うことを禁止するなど、顧客情報の適正な取扱いを義務づけることを予定しております。

御質問にございましたプロフィールリングも含めまして個人情報の取扱いに当たっては、こうした規定に従い、金融サービス仲介業者や金融機関が顧客から適切な形で同意を得た上で行うことが求められるというふうに考えております。

○清水委員 個人の同意を適切にとれば、そうしたことも可能だと。大臣もそのとおりだということにお認めになられたんですが、やはり、資金ニーズや資金状況をもとにさまざまな商品を提供していくということですか。

例えば、退職金が振り込まれた直後に、あるいは高額の定期預金の満期日に合わせて、ETFとかJ-REITとか、こういった投資信託や外貨預金等の金融商品を、新たにできる金融サービス仲介業者が勧誘するということが、これは問題ないということですか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

今御質問にありましたような金融商品の勧誘に当たりましては、まず、顧客情報の適切な取扱いが求められるということでございます。また、投資商品の勧誘に当たっては、顧客の知識、経験、投資の目的に照らした適合性の原則を遵守するということも求められております。また、利用者保護の観点から、仲介に当たって高度な説明を要すると考えられる金融サービスについては取扱いを認めないということといたしております。

金融サービス仲介業者における業務については、顧客保護の観点から、金融庁としても更に適切に監督をまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 いや、明確に答弁されていないんですけども、そういうことができるということだと思っております。否定されなかったもので、顧客のニーズに合わせて、退職金がおりましたねとか、あるいは定期預金の満期日ですね、そういう情報、適切に得た同意に基づいてそういう勧誘をしても構わない、うなずいていらっしゃるのだからということだと思えます。

顧客データは、その金融サービスを利用している限りはデータ更新され、知らぬ間に、顧客にとって適切かもしれない、これは主観で受け取れるけれども、金融商品を買わされて、必要な資金まで投機に巻き込まれるということになる懸念というのは、私、指摘をしておきたいと思えます。

金融商品の販売をスマホによるワンストップで行うことにも、やはり重大な懸念が残ると思うんですね。

ことし一月二十五日付の日本経済新聞の記事では、多重債務者が再び増加していることが紹介されました。背景に、スマートフォンを使う買物と簡単な借入れの増加があるといわれています。キャッシュレス決済の普及もありまして、個人が気づかないうちに多額の借金を抱えるリスクにさらされているということですね。リポ払いをやっていますしたら、いつのときに買った商品の支払いをしているのかよくわからないというような状況も伺っております。

多重債務者の相談に乗っておられる司法書士の方から話を伺いました。二十代の若い方からの相談が多いそうです。明細書を出してください、こう言いますと、明細書がないと言ってますね。全部スマホで決済していますので、明細書もスマホです、スマホでしか認識されない。これも時代が変わったなというふうにおっしゃっておられました。それで、本人たちも何に幾ら借りているのか十分把握できないというのも共通しているようにあります。

スマホ等によるオンラインでの契約ができるようになって、高額商品の購入やその借入れのためにサラ金からお金を借りるといって、非常にこれはハードルが下がってきているんじゃないかなというふうに思っています。

この結果、多重債務がふえ、自己破産がふえているという認識を現在金融庁はお持ちでしょうか。

無担保無保証の借入れの残高があるいわゆる多重債務者の数は、二〇一七年度末には約八万六千人、二〇一九年度末には約九万六千人というふうになっております。こうした近年の多重債務者の増加の背景として、スマートフォンを用いた買物や簡単な借入れの増加を指摘する声があるということも金融庁としても承知をいたしております。

このため、今回の法制化の検討に当たっては、貸金業法上の規制の合理化についても検討を行いました。また、過剰与信防止の必要性に変わりはないということから、現行規制を維持するとともに、新たに創設される金融サービス仲介業者が貸金業者への仲介を行う場合には、現行の貸金業に準じて、登録要件や行為規制など必要な規制を適用することにより顧客保護を図るということといたしております。

金融庁としては、引き続き多重債務対策に取り組む必要があるというふうに考えております。

○清水委員 現行の貸金業法のもとでも多重債務や自己破産がふえているというのが問題なんです。

本法案では、金融サービス仲介業者の業務範囲に、いわゆる貸金業の仲介、含まれました。さらに、サラ金業者自身が金融サービス仲介業者を兼業するということが可能になるということですが、これはそういう理解でしょうか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

貸金業者については兼業規制が課されておらず、また、本法案におきます金融サービス仲介業者についても兼業規制を課さないということから、貸金業者が金融サービス仲介業者を兼業するということが可能であります。

○清水委員 サラ金業者が仲介業者となれば、当然、自身の融資につなげるように金融商品の勧誘をするようになると思うんです。

仲介業者がオンラインで金融商品の販売を行う際に、顧客の個人情報をもとに、購入意欲が湧くタイミングです、あなたならこの金利でこの金額までサラ金の御利用可能、先ほど海江田議員

が、いろいろ広告が出るというふうになりましたけれども、広告ではなくて、その顧客、特定に向けたターゲットですよ、あなたならここまで与信枠があるからここまで借りれますという、こういう、顧客個人をターゲットにした勧誘等、これも行うことは禁じられないということでしょうか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

今回の法律におきましても、貸金業の媒介に当たりましては貸金業法の規制がかかるということございまして、貸金業者における過剰な貸付けは禁止されております。

金融サービス仲介業者が創設された場合には、こうしたことも含め、過剰貸付けにつながるような貸出しが行われないよう、しっかりとモニタリングをしてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 質問に明確に答えていただいております。

○中島政府参考人 金融商品を紹介するときに消費者金融などを利用した資金の貸出しを同時に行うということについての、(清水委員「勧誘」と呼ぶ)勧誘についての答弁のところが漏れていたとすれば、改めて答弁をさせていただきます。

既存の金融商品仲介業者が銀行代理業等を兼業している場合、資金の貸付けの代理、媒介を条件として証券取引の仲介行為を行うことが禁止されております。この規定は銀行分野と証券分野の業務をあわせ行うことに伴う弊害防止のための措置でございますが、証券取引と銀行などによる融資を組み合わせた勧誘についても本規定により禁止されることになっております。

議員御指摘のターゲット広告につきましては、広告である限りにおいては資金の貸出しと組み合わせた金融商品の勧誘に至らないということも考えられますが、いずれにせよ、金融サービス仲介業者が投資商品を提供する場合には、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行わないことが求められております。

また、金融サービス仲介業者に対しては、

第一類第五号 財務金融委員会議録第十七号

投資商品や貸金に対して著しく事実と相違する表示や人を誤認させるような表示を行うなど、誇大広告を行うことを禁止しているところをございませぬ。

いずれにいたしましても、金融サービス仲介業者に係る規制については、今後、既存の仲介業者に係る規制も参考としながら、不適切な勧誘や広告を防止し、顧客保護を図るために必要な制度整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 いろいろ言われましたけれども、私が聞いているのは、銀行の商品と証券の商品を組み合わせて勧誘することなんかは聞いていないんですよ、貸金業者、サラ金業者が持っている情報に基づいて、あなたはここまで貸出しすることができまよというターゲット広告を打つことについて防止されるかというふうには聞いていないということではあります。これはできるということだと思っております。

現在、貸金業法には、規制法には、年収の三分の一を超える貸付けを禁止する総量規制が設けられています。金融サービス仲介業者が顧客の購買意欲に合わせて消費者金融と銀行のカードローンを同時にあつせんすることができれば、総量規制を事実形骸化すると思っております。その顧客個人の資産状況や借入状況を本人の同意に基づいて把握していれば、そうしたこともできると思っております。

この問題の最後に麻生大臣に伺いますが、金融サービス仲介業にいわゆる貸金業者、サラ金業者の参入を認めることで、利用者が証券取引や投資信託の購入のあつせんを受け、そのための購入や損失補填のためにサラ金や銀行カードローンなど手軽に多額の借入れをすることになってしまい、結果、多重債務者となってしまうというリスクを負わせてしまう可能性、これは完全に否定することができるとは思いませんか。

○麻生国務大臣 多重債務問題というのは、これは二〇一〇年でしたかね、改正の貸金業法において今言っていた総量規制の話とか、もう全部知っているでしょう、その話は。そういうものであって、規制強化などの対応を行ったところなので。

今般創設させていただく金融サービス仲介業に關しても、これは貸付けの仲介を行うという立場ですからね。したがって、いわゆる貸し主である貸金業者に対する、こうした多重債務というもののための規制上はこれまでと変わるものじゃありませんよ。

金融庁としては、そういったものを通じまして、多重債務問題というのの経験も、これまでいろいろありましたので、踏まえて、引き続き顧客保護というのに努めてまいりたいと考えております。

○清水委員 いろいろあるんですけども、やはり過剰与信とならない保証というのはないと思っております。そのことについてはやはり厳しく指摘をしておきたいと思っております。

あと二分時間がありますので、持続化給付金について二問質問したいと思います。

持続化給付金事務局から返信された不備メール、どのように修正しているのかわからない、余りにもその不備メールの内容が機械的で理解できないという多くの批判が私の事務所にも届けられています。中小企業庁としてどのように対応するのかというのが一点。

もう一つは、青色の確定申告書第一表の売上欄に記入することを忘れた方が、税務署の収受印のある青色申告決算書を添付した申請ケースで、不備メールが返ってきたという声も多数寄せられています。この間の国会質疑で、これらのケースは受給対象となる、審査していくことはわかりました。

ただ、持続化給付金事務局の判断に誤りがあった場合は、事務局から再提出する必要はないとの連絡がなければ、どうしていいかわからないわけですよ。ですから、こういう場合は再び同じ添付

令和二年五月二十七日

資料で申請するという必要はあるのか。

この二点についてお答え願います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

二問御質問がございましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、持統化給付金の審査に当たりましては、申請者自身で入力内容や証拠書類等の修正が必要なる場合には、事務局から申請者に対して修正を依頼するメールをお送りしているところでございます。申請のときにおつくりになられるマイページに表示される、不備通知というのが出るんですけれども、この不備として指摘される事項や修正が求められる事項が一部わかりにくいという御指摘があることも承知してございます。

何分新しくつくった制度でありますので、当初、不備になる事例の蓄積が進んでおらず、類型化が十分でなかったこと等に起因するものと考えてございます。このため、事例の蓄積に伴いまして、いわゆる不備、文言の内容等を現在随時改善をしているところでございます。引き続き、こうした御指摘も踏まえつつ、申請者の視点に立って不断に改善を図ってまいりたいと考えてございます。

二点目の質問でございますけれども、御指摘のように、青色の確定申告書第一表の売上欄に記入を忘れた方が、税務署の收受印のある青色申告決算書を添付して申請をした場合には、持統化給付金の対象となる可能性があるということでございます。

ちよつと個別の案件についてお答えするのは差し控えていただければと思いますけれども、一般論で申し上げますと、御指摘の点以外にも不備があることも想定されます。先ほど、ほかの委員の方の御質問で、口座の違いですとか、いろいろと複合的な要因でこの御連絡をする場合がございますけれども、既に不備があるということその旨連絡をさせていただいてございますが、そういう内容について一つ一つ事務局の方で、数多くのがございますので、確認して、それを

お待ちいただくということでありまして、かえって時間がかかってしましますので、今般は、現時点で不備の出ているという御連絡をさせていただきましたものについては、事務局の指示に従いまして御対応いただければというふうに考えてございます。再提出をいただければということでございます。

なお、個別の案件は、一義的には事務局の判断でございますけれども、現時点においては、当該案件のような場合には、他の申請者と公平性の観点も踏まえつつ、個別のケースを慎重に検討した上で証拠書類として認められ得るということは、事務局の中でもしっかりと共有させていただいているところでございます。

○清水委員 一日も早い支給を求めて、質問を終わります。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山雅幸委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も、貴重な質問の機会、ありがとうございます。

早速質問させていただきます。

まず、今回の法律の改正案、立法趣旨というか、背景の立法事実、これがもう一つよくわからないところがあります。

私が言うまでもないわけですが、今、世界じゅうで、コロナで巨額の赤字国債を発行して国民のためにいろいろな給付をするということをや、欧米を始めいろいろな国でやっている。そんな中で、日ごろから私申し上げているように、通貨に対する信頼が徐々にこの国でも失われている。さらに、どこの国もマイナス金利政策に近いようなことをとっているから、昔のように、預金しておけば四％、五％の利子がついてどんどんどんどん自分の金融資産の価値があえていく、あるいは守られていくという時代ではなくなっているわけですね。置いておけば置いておくほど損をする。

そうなってくると、資産運用をしなければいけないというようになってきて、いろいろな資産を、ポートフォリオといいますが、分散して有利なものにしていく。日本もそろそろ考え方を切りかえて、これ自体は、資産運用が悪であるということではなくて、合理的な資産運用で資産の形成を図っていくという方向に切りかえるべきではないかというふうに従来から思っているわけですね。

そういったために、例えばEU、あるいは日本にも、IFA、インディペンデント・ファイナンシャル・アドバイザー、あるいはアメリカではこれはRIAというふうなものがあるようですね。でも、そういう方向で、個人の資産運用をアドバースしたりよりよい方向にしていく、そういうものかなと思つたらどうもそうでもないようなんですけれども、その辺について、ちよつとまずは御説明いただけますか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

証券会社から独立した立場で金融商品の売買を扱うIFA、あるいは顧客への投資助言業務を手がけるRIAというものは、アメリカの個人向け証券取引において主要な販売チャネルの一つになつてきているというふうに承知をいたしております。

新たに創設する金融サービス仲介業は、特定の金融機関への所属を求めていることから、金融機関から独立した立場において金融サービスの仲介を行うとする事業者にもなじむ制度というふうに考えております。

さまざまなビジネスモデルを持つ事業者が金融サービス仲介業の枠組みを活用していただき、事業者が互いに切磋琢磨する中で利便性のより高い金融仲介サービスを実現されることを期待しているところであります。もともと、御質問にありましたIFAとかRIAといった方に近い形で顧客の側に立ったサービス提供ができるのではないかというふうに考えております。

○青山(雅)委員 今のお答えに関連して、そういうものであるとすると、取扱商品の線引きという

ものもいろいろ考えなければいけない。

例えば、銀行の中で、どうも、今の配付されているレジューメなどを見ると、外貨預金は取扱禁止商品に分類をされているようですね。外貨預金そのものが、若干、為替、交換するときのレートが随分マージンが高いものですからそれほど有利とは思えないんですけれども、例えば、ドルあるいはスイス・フラン、より安定性の高いものにニーズがある、ポートフォリオとしての意味がある、そういうふうにも思うわけですね。しかも、もちろん外貨ですからその為替変動リスクはあるにしろ、別に複雑なものじゃないわけですよ、スイス・フランにしておいて何％というだけの話ですから。こういったものを、何でこれを禁止商品として挙げているのか。

それから、投資信託が取扱可能なものというところは、多分、外貨建ての投資信託は幾らでもありますけれども、そういうのも入ってくるんだと思うんですけれども、じゃ、外国債券そのもの、あるいは外国株式そのものは入ってこないのか。

その辺について、線引きについて具体的に、今挙げた例なども含めてお答えいただきたいんです。

○中島政府参考人 金融サービス仲介業者には、顧客保護の観点から、商品設計が複雑でないものや日常生活に定着しているものなど、仲介に当たって高度な商品説明を要しないと考えられる金融サービスについて取扱いを認めることを考えております。

具体的な金融サービスの範囲は今後政令で定めることとなりますが、金融審議会の議論では、ただいま御質問にありました外貨預金については、資産運用の手段として捉えれば、為替の変動に伴い損益が生じる点について丁寧な説明を要するものと考えられる一方、投機性が低いと考えられる主要な通貨に限って取扱いを認めてもよいといった意見もございました。

投資信託については、レバレッジ型など商品性

てまいりたいと思います。
少なくとも、先生、日本の評価というものは日本の新聞では全然大したことになっていないし、あなたのおっしゃり方もそういうことになっておるんですけれども、死亡者の人数というのはどう考えられますか。

世界じゅうで、少なくともアメリカなんかは十万人を超えるのとベトナム戦争を超えますからね、死亡者はそれが数字ですよ。たしかベトナム戦争は五万八千人だったと記憶しますから。今回、もう既に、きょう、あさついで十万人を超えますよ。そういったようなところに比べて日本は八百人。何ですか、これ。対応が遅いって、結果としては一番うまくいっているんじゃないんですか。これは外国の新聞に出ておる記事です。

だから、そういった意味では、全然評価が違うんだというのが正直な実感ですけれども、これは、終わった後、よく正確にこの種の話をもう一回検証してみようという必要はあるんじゃないのかなというのが正直な実感ですけれども、いざいざしても、こういったような話で、今まで起きたことがないことが起きておりますので、なかなかすぐにはできなかったし、対応ができなかったのは確かですけれども、そういった意味では、結果論としては、少なくとも、時間をかけて、三カ月、四カ月たつてみた結果、こういった結果になったかというのをもう一回改めて検証してみる必要があるんじゃないかなと思っております。

○青山(雅)委員 時間がなくなつてしまいました。この件、少しやりとりをしたかったんですけども、それはまた次の機会です。

最後に、若干誤解をされておられるので申し上げますと、私は、コロナ対策、医療の関係でもって結果が出ていないとは申し上げるつもりはありません。おっしゃるとおりに、世界じゅう見渡しても、大変に死者が少ないという意味ではいい結果は出している。ただし、それが政策によるものかどうかについてはまさに検証が必要です。それから、今まで政府がとられた経済対策も、

これが悪いということは一回も申し上げておりません。大変いいものだと思つています。ただし、そのいいものが評価されないにはやはりそれなりの理由がある、そこについてはぜひ改善する必要があるんじゃないですかということをお願いしたい。ということだけ、最後に申し添えさせていただきます。

どうもありがとうございます。
○田中委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入ります。討論の申出がありますので、これを許します。清水忠史君。

○清水委員 ただいま議題となりました金融商品販売法の改定案につきまして、日本共産党を代表し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、顧客保護のための規制である所屬制を排した金融サービス仲介業の創設による、多数に上る投資被害、多重債務を一層拡大する危険があるからです。
新たな仲介業者が扱える金融サービスは、高度な説明を要するものを除外するとしていますが、現行でも、上場株、投資信託などの取引について、国民生活センターや証券業協会に寄せられる苦情相談、あつせん件数が毎年数千件にも上り、多くの被害が出ています。金融被害に取り組んできた全国的な弁護士団体からも、新制度創設反対の意見書が提出されており、所屬制というチェック体制をなくした仲介業者の創設は、金融被害の拡大につながる危険があります。

また、金融サービス仲介業に貸金貸付業務を加え、サラ金業者の仲介を認めることも問題です。近年、多重債務が再び増加傾向にあります。その一つの要因として指摘されているのが、スマホでの手軽な買物や借入れの増加にあります。新制度の創設は、多重債務問題を再び深刻化させる危険があると言わなければなりません。
反対理由の第二は、金融サービス仲介業の創設

が、金融大手及びIT企業の要望を受けたものであり、これにより、国民、特に若者の零細な資産を株値つり上げのために動員し、投機に巻き込む危険が強まるからです。

安倍政権は、貯蓄から投資の方針のもと、NISA等の税制優遇、金融規制の緩和等を進めてきました。特に近年、スマホを活用する若者をターゲットに投資への誘導を強化しており、本法案により、利用者、顧客の保護が十分に保証されない可能性が生じます。

反対理由の第三は、仲介業に参入するIT、フィンテック企業に対する規制、ルールづくりが不十分であり、個人情報保護、独占禁止法上等の弊害をもたらす危険があるからです。

プロファイリング活用によるターゲティング広告は、まさに特定顧客向けであり、広告ではなく、勧誘行為として規制すべきです。日弁連は金融サービスのターゲティング広告について禁止を含めた検討を求めており、EUの一般情報保護規定でも規制の動きがあるなど、我が国でも十分なルールづくりを優先すべきです。

なお、資金移動業の見直しについて反対するものではないものの、金融サービス仲介業の創設は金融被害を引き起こす問題があり、反対することを申し上げて、討論といたします。
○田中委員長 これにて討論は結局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
〔賛成者起立〕
○田中委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、津島淳君外三名から、自由民主

党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。櫻井周君。

○櫻井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたので、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 近年の情報通信技術の発展に伴う金融仲介及び資金決済の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある金融検査・監督を実施すること。その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の体制整備に努めること。

二 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な規制体系を構築する観点から、行政当局による必要に応じた監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。また、法令適用事前確認手続においては、利用者の利便の向上に資するよう、その適切な運用に努めること。

三 利用者の利便の向上及び保護のため、オンラインによる金融サービスの仲介と既存の仲介業者を含む実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いを活かしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。